

# 令和8年度 個人市民税・府民税・森林環境税の課税のあらまし

## ◆課税内容と申告について

- 課税内容は、給与支払者から提出された「給与支払報告書」、公的年金等支払者から提出された「公的年金等支払報告書」、本人が申告された「確定申告書」、「市民税・府民税申告書」の内容を元に計算しています。  
**※調査等の結果、課税の内容を変更させていただくことがあります。** 予めご了承ください。
- 各種所得や控除について申告漏れがあった場合など、申告期限後であっても申告することができる場合があります。詳しくは、住所地を担当する市税事務所市民税担当(下記参照)へお問合せください。
- 令和8年3月17日(火)以降に申告された内容については、6月10日付けで送付している納税通知書に反映されていない場合があります。反映されていない内容については、翌月以降に税額変更通知書等を発送します。

## ◆納税通知書発送直後の市民税・府民税・森林環境税に関するお問合せについて

### 納税通知書をご用意のうえ、まずはお電話でご相談ください

- 納税通知書の発送直後(6月12日～6月17日頃)は電話がたいへん混みます。つながりにくい場合は時間や日をおいて、おかけ直しいただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。6月下旬頃から比較的落ち着いてまいります。
- お電話でのお問合せの際には、本人確認のために「お問合せ番号」を確認させていただきます。お手元に納税通知書をご用意のうえ、お問合せください(お問合せ番号の記載場所は4ページ参照)。
- 窓口でのお問合せの際には、マイナンバーカードや運転免許証等の本人確認書類を確認させていただきますので、ご持参ください。

#### お問合せ先

京都市市税事務所 市民税担当 (〒604-8175 京都市中京区室町通御池南入円福寺町337ビル葆光)

※1月1日にお住まいの住所地を所管する下記の各市民税担当へお問合せください。

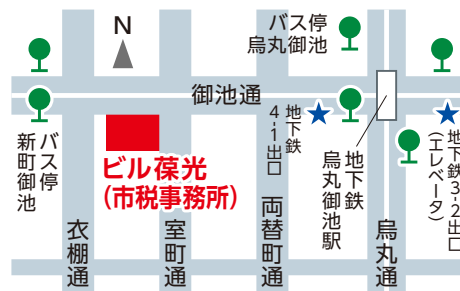
担当地域	電話番号	担当地域	電話番号
中京区	075-746-5819	右京区	075-746-5843
北区・上京区	075-746-5824	西京区・西京区洛西	075-746-5849
山科区・伏見区醍醐	075-746-5837	左京区・東山区	075-746-5863
伏見区・伏見区深草	075-746-5834	下京区・南区	075-746-5872

※開庁時間:午前8時45分～午後5時(お電話での受付も同様。)

○区役所・支所において、市民税・府民税・森林環境税のお問合せ等に対応する臨時の相談窓口を、**下記の期間に限り**設置します。

設置期間:令和8年6月22日～同年6月30日(土、日を除く。午前9時～午後5時)

- ※例年、開設直後は窓口が混雑します。可能な限りお電話でお問合せくださいますよう、ご協力をお願いします。
- ※臨時の相談窓口を設置する期間以外は、区役所・支所では、減免申請や市民税申告の手続を行えません。ご承知おきください。
- ※**納付相談窓口はございません。** 納付に関する相談は、市税事務所納税担当(8ページ参照)へお問合せください。



(注)駐車場・駐輪場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

## ◆京都市に納めていただく市民税・府民税・森林環境税について

令和8年度の市民税・府民税・森林環境税を納めていただく方	納めるべき税額		
	均等割	所得割	森林環境税
令和8年1月1日現在に京都市内に住所がある方	○	○	○
令和8年1月1日現在に京都市内に家屋敷等(事務所、事業所又は家屋敷)があり、その家屋敷等がある区以外に住所がある方 例:中京区にお店(事業所)があり、左京区に住所がある方は、中京区から均等割のみが、左京区から均等割、所得割及び森林環境税が課税され、それぞれを納めていただくことになります。	○	△	△

※納税通知書に「均等割課税(○区分)」と記載されています。

※均等割とは、所得額の多寡によらず均等の額を納めていただくもので、所得割は所得額に応じて納めていただくものです。所得割の納税義務がない場合(0円)であっても、均等割が課税される場合があります。課税の要件について詳しくは、**京都市ホームページ(京都市情報館)**をご参照ください。

- ※森林環境税とは、国内に住所のある個人に対して課税される国税で、均等割と併せて納めていただくものです。
- ※納付に当たっては、市民税と府民税の均等割と所得割及び森林環境税の合計額を納めていただくことになります。
- ※令和8年1月2日以降に納税義務者がお亡くなりになられた場合は、相続人に納税義務が承継されます。

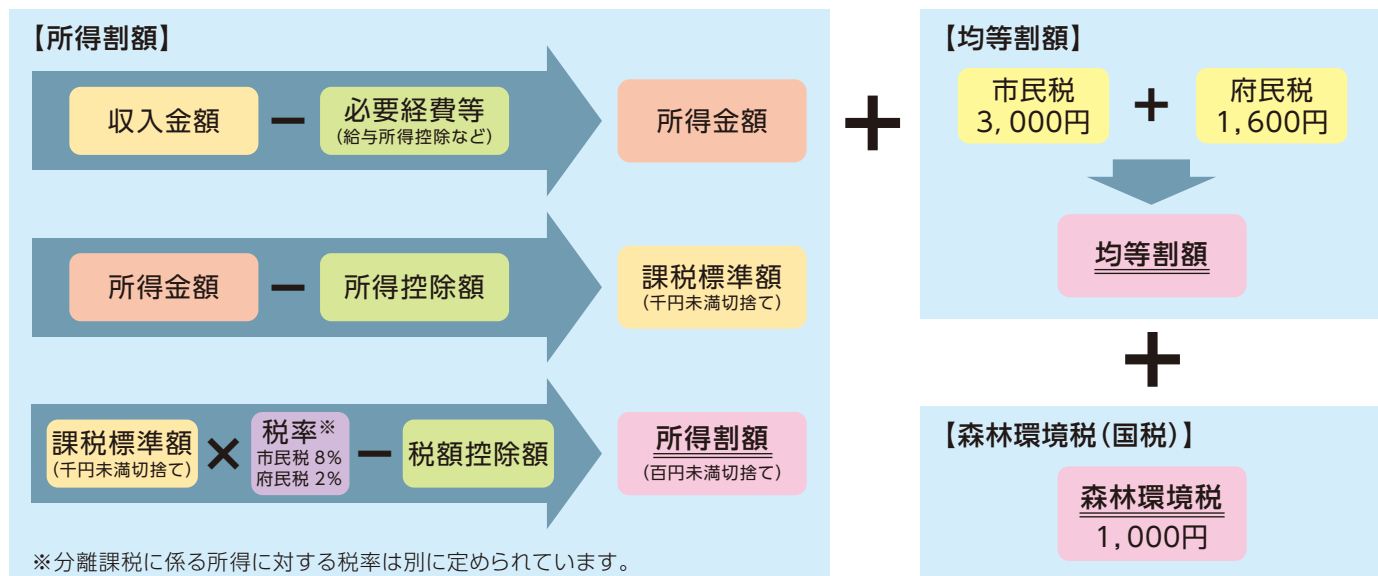


(詳細はこちらから)

※このあらまは、令和8年5月中旬の情報を元に作成しています。

## ◆市民税・府民税・森林環境税の税額の計算方法について

市民税・府民税の税額は所得割額と均等割額の合計額であり、森林環境税(国税)と併せて、以下のイメージ図のとおり計算されています。



## ◆令和8年度の主な改正点等

### ○給与所得控除の見直し

給与の収入金額が190万円以下の方の給与所得控除について、最低保証額が最大10万円引き上げられ65万円になりました。なお、給与の収入金額が190万円超の場合の給与所得控除額に変更はありません。

### ○扶養親族等の所得要件の改正

以下の各種扶養控除等の適用を受ける場合の所得要件等が10万円引き上げられます。

- ・ 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額 58万円以下 (改正前48万円以下)
- ・ ひとり親控除の対象となる子の総所得金額等 58万円以下 (改正前48万円以下)
- ・ 雑損控除の適用を認められる親族の総所得金額等 58万円以下 (改正前48万円以下)
- ・ 勤労学生の合計所得金額 85万円以下 (改正前75万円以下)
- ・ 家内労働者等の必要経費の特例 65万円 (改正前55万円)

### ○特定親族特別控除の創設

扶養親族になるには、合計所得金額が58万円(令和7年度までは48万円)以下である必要がありますが、以下の①と②の両方に該当する特定親族がいる方は、令和8年度市民税・府民税から特定親族特別控除として、当該親族の合計所得金額に応じて控除を受けられるようになります。(控除額の詳細は6ページ参照)

- ① 本人と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(※)(配偶者、青色事業専従者及び白色事業専従者を除く。)
- ② 合計所得金額が58万円超123万円以下  
(※)親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

◎基礎控除の見直しは所得税のみが対象であり、市民税・府民税については変更ありません。

## ◆市民税・府民税・森林環境税の減免について

### ○申請等の手続が必要な減免

火災や地震などの災害に遭った、生活保護を受けた、疾病・休廃業等により所得が減少した、失業中で求職活動を行っているなど、特別な事情により市民税・府民税・森林環境税の納付が困難になり、その事情や前年の所得額等が一定の要件を満たす場合(例:単身者では前年の総所得金額等の合計額が160万円以下。ただし、同一生計配偶者の有無や扶養親族の人数等によりこの金額は異なります。))については、納期限までに申請いただくことで、市民税・府民税・森林環境税の納付すべき額を減額・免除できる場合があります。

### ○申請等の手続を必要としない減免(市民税・府民税のみ)

障害者や寡婦、ひとり親等の税に係る申告をされ、前年の所得が一定額以下の場合などは、提出済みの課税資料により減免の要件を確認し、申請の手続を必要とせず、減免を適用しています。

### ○令和8年度市民税・府民税・森林環境税納税通知書兼税額決定通知書の記載

減免が適用されている場合、3枚目の課税明細書(2)に減免税額(市民税+府民税)と減免事由を記載しています。

◎減免の制度や申請に必要な書類については、[住所地を担当する市税事務所市民税担当\(1ページ参照\)](#)

[へお問合せください。](#)

※詳細については、[京都市ホームページ\(京都市情報館\)](#)にも掲載していますので、[ご参照ください。](#)



(詳細はこちらから)

## ◆市民税・府民税・森林環境税の納税の猶予について

災害や病気、事業の休業止、事業における著しい損失等により、市税の納付が困難な場合には、申請することにより、1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

◎納税の猶予の制度や申請に必要な書類については、[1月1日現在の住所地を担当する市税事務所納税担当\(8ページ参照\)](#)に、お問合せください。

※詳細については、[京都市ホームページ\(京都市情報館\)](#)にも掲載していますので、ご参照ください。



(詳細はこちらから)

## ◆よくあるお問合せ

**Q1 令和8年3月に京都市から転出しましたが、京都市から納税通知書が届きました。転出先で二重に課税されないためには、どのような手続が必要ですか。**

**A1** 令和8年度の市民税・府民税・森林環境税は、令和8年1月1日現在にお住まいであった京都市から課税されますので、京都市に納めていただくことになります。

つきましては、納税通知書に同封している納付書により、裏面に記載されている金融機関等で納めてください。

なお、手続をされなくても、令和8年度の市民税・府民税・森林環境税が転出先市町村から課税されることはありませんが、万一、納税通知書が届いた場合は、その市町村にお問合せください。

**Q2 森林環境税とはどのような税金ですか？**

**A2** 国内に住所のある個人に対して課税される国税で、市町村において、市民税・府民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。家屋敷等(事務所、事業所又は家屋敷)を有する個人として、均等割のみ課税されている方は、森林環境税の課税対象とならないため、市民税・府民税の均等割(4,600円)のみ課税されることになります。

なお、地方税法において均等割が非課税とされている方は、森林環境税も非課税となります。

**Q3 京都市の住民税は他都市より高いと聞いたのですが本当ですか？**

**A3** 市民税・府民税(住民税)は、地方税法などの法律に基づいて計算されていますので、原則どこに住んでいても同じ(※)です。「均等割」は法律で、市町村民税が年額3,000円、道府県民税が年額1,000円とされており

「所得割」は、所得金額から扶養控除などの所得控除額を差し引いた残りの金額(課税標準額)に税率(10%)を掛けて算出するもので、この税率や算出方法に市町村による差はなく、所得や扶養など同じ条件であれば全国どこでも同額になります。

(※)京都府下にお住まいの方は、府民税均等割(1,000円)に豊かな森を育てる府民税(600円)を上乗せする超過課税方式がとられているため、府民税の均等割は1,600円となっておりますが、豊かな森を育てる府民税を除けば、市町村間では、税額に違いはありません。

**Q4 会社を退職した令和8年3月まで給料から市民税・府民税・森林環境税は特別徴収(引き落とし)されて納付済みなのに納税通知書が届いたのはなぜですか。**

**A4** 令和8年度の市民税・府民税・森林環境税は、お勤めされていた令和7年中(令和7年1月1日から同年12月31日までの間)に受給された給与所得等に対して課税されているものです。

令和8年3月までに給与から特別徴収されていた市民税・府民税・森林環境税は、令和6年中の所得に対する令和7年度の市民税・府民税・森林環境税であり、令和7年6月から令和8年5月までの給与の支払い時に特別徴収されるものです。なお、退職時に令和8年4月分及び5月分の市民税・府民税・森林環境税が特別徴収(一括徴収)されていない場合は、あらためて令和7年度の納税通知書が届きますので、普通徴収の方法により(納付書を利用して)納めていただくことになります。

**Q5 市民税・府民税・森林環境税を納め過ぎた場合、返金のためにどのような手続が必要ですか。**

**A5** 市民税・府民税・森林環境税を納め過ぎた場合は還付されます。(ただし、他の市税に未納があればそちらに充当又は委託納付されます。)還付に当たっては、振込先の銀行口座等に係る書類をご提出いただくことになります。還付のご案内と還付金の請求に必要な書類等について、[市税事務所納税推進担当から送付します](#)ので、必要事項を記入して郵送等により提出してください。

なお、納め過ぎとなる主なケースは以下のとおりです。

○市民税・府民税・森林環境税の納付後に医療費控除や扶養控除に関する確定申告等を行って税額が下がった場合

○公的年金からの特別徴収税額(年税額)が、仮特別徴収税額(4月・6月・8月の公的年金支給時の特別徴収税額)を下回った場合

○配当割額又は株式等譲渡所得割額を控除した結果、控除しきれない特別徴収税額があった場合

○一括分の納付書と各納期別の納付書を誤って二重で納付された場合

**Q6 市民税・府民税・森林環境税の「課税証明書」を請求するにはどうすればいいですか。**

**A6** 市税事務所市民税第1担当、各区役所・支所の市民総合窓口室戸籍住民担当、証明発行コーナー等の窓口や、郵送にて請求ができます。その他、コンビニエンスストアのマルチコピー機でマイナンバーカードを利用すると、安く簡単に請求できます。請求書の書き方など、請求方法については京都市ホームページ(京都市情報館)をご確認ください。



(詳細はこちらから)

**Q7 昨年度は課税されていなかったのに、今年度から課税されています。どのくらい所得があれば課税されるのですか。**

**A7** 同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合、前年の合計所得金額が45万円を超えると課税されます。その他扶養の有無等の条件により課税となる所得要件が異なりますので、詳しくは京都市ホームページ(京都市情報館)をご確認ください。



(詳細はこちらから)

# ◆市民税・府民税・森林環境税の納税通知書兼税額決定通知書の記載内容について

## 1枚目 納税通知書兼税額決定通知書

### 【年税額】

当該年度の市民税・府民税・森林環境税を合計した税額です。

### 【内給与と特別徴収税額】

年税額のうち、給与からの特別徴収により納めていただく税額です。

### 【内年金特別徴収税額】

年税額のうち、公的年金からの特別徴収により納めていただく税額です。

令和8年度 市民税・府民税・森林環境税 納税通知書 兼 税額決定通知書

見本

様方  
様

納税者  
氏名 〇〇〇〇 〇〇〇〇  
住所 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇  
令和8年6月10日

京都市長  
京都市市税事務所市民税室市民税第〇担当  
電話 075-000-0000

お問合せ番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

年税額	22,400	円
内給与と特別徴収税額	0	円
内年金特別徴収税額	0	円
内普通徴収税額	22,400	円

所得額から控除することができなかった配当額又は株式等譲渡所得割額の控除額  
※ 各納期の納付額までに納めてください。 ※ 各納期に金比納付額を収めます。

年度に普通徴収の方法によって徴収する額の各納期の納付額及び納期限	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分
納付額	7,400	5,000	5,000	5,000
充当額	0	0	0	0
充当後納付額	7,400	5,000	5,000	5,000
納期限	令和8年6月30日	令和8年8月31日	令和8年11月2日	令和9年2月1日

今年度に公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月

徴収月	令和8年4月	令和8年6月	令和8年8月
仮特別徴収税額(注1)			
徴収月	令和8年10月	令和8年12月	令和9年2月
特別徴収税額			

【注1】 昨年度から引き継ぎの公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、原則昨年度の通知書において通知した仮特別徴収税額を、特別徴収の方法によって徴収します。

公的年金から特別徴収を行う公的年金の支払者の名称及び公的年金の種類

公的年金の支払者の名称	
公的年金の支払者の法人番号	
公的年金の種類	

来年度に公的年金から特別徴収の方法によって徴収する仮特別徴収税額及び徴収月

徴収月	令和9年4月	令和9年6月	令和9年8月
仮特別徴収税額(注2)			

【注2】 令和9年度に公的年金から特別徴収を行う公的年金の支払者の名称及び公的年金の種類

【注3】 令和9年度に公的年金から特別徴収を行う公的年金の支払者の法人番号

【注4】 令和9年度に公的年金から特別徴収を行う公的年金の種類

○課税の根拠等については、裏面に記載しています。

【内普通徴収税額】  
年税額のうち、同封の納付書又は口座振替により納めていただく税額です。

【各納期の納付額等】  
同封の納付書又は口座振替により納めていただく納期別の税額です。

【お問合せ番号】  
お問合せの際に確認させていただきます。

## 2枚目 課税明細書(1)

令和8年度 市民税・府民税・森林環境税 課税明細書(1)

所得金額		所得控除額	
種類	所得金額 円	種類	所得控除額 円
総所得	2048000	雑損控除	
(内給与所得)	2048000	医療費控除	
(内年金所得)		社会保険料控除等	120000
山林・退職所得		生命保険料控除	35000
一般		地震保険料控除	
短期譲渡		障害者の通勤経路控除	260000
軽減		配偶者控除	330000
分離課税		配偶者特別控除	
長期譲渡		扶養控除	
特定		特定親族特別控除	
軽減		基礎控除	430000
所得		所得控除額の合計	1,175,000
上場株式等の譲渡			
上場株式等の配当等			
先物取引			
総所得金額等の合計額	2048000		

○上記の所得金額(給与所得及び年金所得を除く。)は、損益通算、雑損失又は雑損失の繰越控除後の金額であり、また分離課税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額から特別控除額を控除した金額です。  
○給与所得は所得金額調整控除後の金額です。

○上記の表に印字している項目は全て記載されています。数字は人数を表しています。

【所得金額】  
当該年度の課税対象である令和7年1月1日から同年12月31日までの各種所得金額を記載しています。

【所得控除額】  
○当該年度の市民税・府民税の各種所得控除額を記載しています。  
○所得税と市民税・府民税では、所得控除額が異なるものがあります。  
例:配偶者控除 所得税38万円 市民税・府民税33万円  
※合計所得金額900万円以下の場合の控除額。  
○各種控除額については、6ページ又は課税明細書(1)の裏面をご覧ください。  
○該当する場合に★印や人数を記載しています。

【総所得金額等の合計額】  
純損失及び雑損失の繰越控除後の総所得金額、特別控除後の長期(短期)譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額(分離課税分を除く。)の合計額をいいます。

## 3枚目 課税明細書(2)

令和8年度 市民税・府民税・森林環境税 課税明細書(2)

課税標準額と算出所得割			
所得の種類	課税標準額 円	算出所得割 円	
ア総所得	873000	市民税	69840
イ山林・退職所得		府民税	17460
ウ分離短期譲渡所得			
エ分離長期譲渡所得			
オ株式等の譲渡所得等			
カ上場株式等の配当所得等			
キ先物取引の雑所得等			

○算出所得割は課税標準額に本表裏面の税率をかけた金額となります。  
○山林・退職所得(上表のイ)の算出所得割は、総所得(上表のア)の算出所得割に含まれます。

税額控除等		配当額又は株式等譲渡所得割額 円	
調整控除	市民税 4400 府民税 1100	均等割 円	所得 円
配当控除	29920 7480	2300 19200	
住宅借入金等特別税額控除			
寄附金税額控除	4802 1201		
外国税額控除			
調整額			

○減免税額(市民税+府民税)の欄の★印は、非課税に該当することを表しています。

【課税標準額と算出所得割】  
各種所得及び所得控除により算出した課税標準額とその課税標準額に税率を乗じて求めた算出所得割額を記載しています。

市民税・府民税・森林環境税の計算

① 算出所得割合計(ア～キの合計)	69840	17460
② 税額控除額	39122	9781
③ 配当額又は株式等譲渡所得割額控除額	0	0
④ 所得割額(①-②-③)	15300	3800
⑤ 均等割額	1500	800
⑥ 計(④+⑤)	16800	4600
⑦ 森林環境税		1000
⑧ 年税額(市民税+府民税+森林環境税)		22400
⑨ 所得額から控除することができなかった配当額又は株式等譲渡所得割額の控除額		0

○減免対象者は、所得割額(上表④)及び均等割額(上表⑤)には、下記理由による減免税額を差引いた金額を記載しています。  
○法に基づき、年税額は市民税・府民税各々で端数処理(100円未満切捨て)をしています。  
○配当額又は株式等譲渡所得割額控除額がある方で、算出所得割から控除することができなかった金額(上表③)があるときは、当該市民税・府民税及び森林環境税へ充当又は委託納付し、充当又は委託納付をすることができなかった部分の金額があるときは、当該金額を差引きます。(充当又は委託納付した金額については、一枚目の各期別充当額を参照してください。)

【税額控除等】  
○住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)や、寄附金税額控除(ふるさと納税等)等の、税額から控除される各種控除額を記載しています。  
○減免の適用がある場合は、その減免事由と減免額を記載しています。  
○各税額控除等の説明については、7ページ又は課税明細書(2)の裏面をご覧ください。

## ◆公的年金から特別徴収がある場合の納税通知書兼税額決定通知書の記載内容について

年 税 額	内給与特別徴収税額	内年金特別徴収税額	内普通徴収税額
円 60000	円 0	円 30000	円 30000
所得割から控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額 0			

今年度に普通徴収の方法によって徴収する額の各納期の納付額及び納期限  
※各納期の納期限までに納めてください。 ※充当額に委託納付額を含みます。

期別	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分
納付額	円 15000	円 15000	円 0	円 0
充当額	円 0	円 0	円 0	円 0
充当後納付額	円 15000	円 15000	円 0	円 0
納期限	令和8年6月30日	令和8年8月31日	令和8年11月2日	令和9年2月1日

今年度に公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月

徴収月	令和8年4月	令和8年6月	令和8年8月
仮特別徴収税額(注1)	円 0	円 0	円 0
徴収月	令和8年10月	令和8年12月	令和9年2月
特別徴収税額	円 10000	円 10000	円 10000

(注1) 昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、原則昨年度の通知書において通知した仮特別徴収税額を、特別徴収の方法によって徴収します。

公的年金から特別徴収を行う公的年金の支払者の名称及び公的年金の種類

公的年金の支払者の名称	厚生労働大臣
公的年金の支払者の法人番号	6-0000-12-070001
公的年金の種類	老齢基礎年金

来年度に公的年金から特別徴収の方法によって徴収する仮特別徴収税額及び徴収月

徴収月	令和9年4月	令和9年6月	令和9年8月
仮特別徴収税額(注2)	円 10000	円 10000	円 10000

(注2) 本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者がこの仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8第3項の規定によって通知します。

○課税の根拠等については、裏面に記載しています。

### 【内年金特別徴収税額】

年税額のうち、令和8年4月から令和9年2月の公的年金が支払われる際に、特別徴収(引き落とし)により納めていただく公的年金に係る市民税・府民税・森林環境税の合計金額です。

### 【公的年金からの仮特別徴収税額】

令和8年4月、6月、8月支給分の公的年金から特別徴収される税額です。

#### ○令和7年度から公的年金からの特別徴収が継続する方

前年度の公的年金所得に係る税額の1/6に相当する額をそれぞれ仮特別徴収税額として納付していただきます。(令和8年度の仮特別徴収税額については、令和7年度の納税通知書兼税額決定通知書でお知らせしております。)

令和8年度の税額計算の結果、その公的年金所得に係る年税額が仮特別徴収税額よりも少なくなることがあります。その場合、令和7年度にお知らせした仮特別徴収税額にて一旦特別徴収され、公的年金の支払者からの納入確認後、納め過ぎとなった税額は還付します(4月分は6月中旬、6月分は7月中旬に還付のお知らせをお送りします。)。ただし、仮特別徴収税額が0円となる月がある場合、8月分に限り特別徴収が停止されます。

#### ○令和7年度に公的年金から特別徴収されていない方

仮特別徴収税額はありません。

### 【公的年金からの特別徴収税額】

令和8年10月、12月、令和9年2月の支給分の公的年金から特別徴収される税額です。

#### ※公的年金所得に係る税額について

公的年金所得に関する税額のみが公的年金から特別徴収され、それ以外の所得(例:給与所得や個人年金に係る所得等)に関する税額は、納付書や給与からの特別徴収で納付することになります。

### 【翌年度の公的年金からの仮特別徴収税額】

令和9年4月、6月、8月の公的年金が支払われる際に特別徴収される令和9年度分の仮特別徴収税額を記載しています。令和9年度の公的年金に係る市民税・府民税・森林環境税の確定後、この仮特別徴収税額を差引いた金額が令和9年10月、12月及び令和10年2月の公的年金支払い時に特別徴収されることとなります。

## ◆市民税・府民税・森林環境税の公的年金からの特別徴収(引き落とし)について

令和8年4月1日に年齢65歳以上で、公的年金所得に係る市民税・府民税・森林環境税額がある方は、原則として、その税額を公的年金から特別徴収(引き落とし)の方法により納付していただきます。(損益通算・繰越控除がある場合等で、一部対象とならない場合があります。)

### 【前年度の公的年金からの特別徴収がない又は途中で中止された方】

(公的年金に係る市民税・府民税・森林環境税が6万円の場合)

	普通徴収 (納付書で納める)		公的年金からの特別徴収 (引き落とし)		
月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	市民税・府民税・ 森林環境税額の1/4ずつ		市民税・府民税・ 森林環境税額の1/6ずつ		

#### (特別徴収税額)

○6月(第1期分)と8月(第2期分)は市民税・府民税・森林環境税額の1/4ずつを納付書又は口座振替で納めていただきます。(普通徴収)

○10月・12月・2月に年税額の1/6ずつを公的年金からの特別徴収の方法により納めていただきます。

### 【前年度から継続して公的年金から特別徴収されている方】

(公的年金に係る市民税・府民税・森林環境税が7万5千円  
(※前年度は6万円)の場合)

	公的年金からの特別徴収 (引き落とし)					
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	1万円	1万円	1万円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	前年度公的年金所得に係る 税額相当の1/6ずつ (森林環境税額を含む。)			当該年度の残り1/3ずつ (森林環境税額を含む。)		

#### (仮特別徴収税額)

#### (特別徴収税額)

○4月・6月・8月は、前年度の公的年金所得に係る税額相当の1/6の額を公的年金からの特別徴収の方法で納めていただきます。(仮特別徴収税額)

○10月・12月・2月に、年税額から4月・6月・8月の仮特別徴収税額を差引いた残りの税額の1/3の額を公的年金からの特別徴収の方法により納めていただきます。

※公的年金からの特別徴収税額については、普通徴収(口座振替を含む。)を選択することはできません。

※市民税・府民税・森林環境税などが公的年金の支払額を超える場合などは、特別徴収の方法により納付することはできません。

◆所得控除(所得から差引く控除です。)

種類	所得控除額																																							
雑損控除	以下の①又は②のいずれか多い方の金額 ①(損失額-保険金等による補てん額)-総所得金額等×10% ②災害関連支出の金額-5万円																																							
医療費控除	○医療費控除 (支払った医療費-保険金等により補てんされた額)-(総所得金額等×5%)又は10万円のいずれか低い額(限度額 200万円) ○セルフメディケーション税制 (支払った医薬品購入費-保険金等により補てんされた額)-12,000円(限度額 88,000円)																																							
社会保険料控除	支払った額																																							
小規模企業共済等掛金控除	支払った額																																							
生命保険料控除	一般生命、介護医療、個人年金の保険料ごとに①、②により求めた控除額の合計額(限度額70,000円) ①【新契約】平成24年1月1日以後に締結した保険契約(一般生命・介護医療・個人年金)の年間支払額 12,000円以下 ..... その全額 12,000円超 32,000円以下 ..... 支払った保険料×50%+ 6,000円 32,000円超 56,000円以下 ..... 支払った保険料×25%+14,000円 56,000円超 ..... 28,000円 ②【旧契約】平成23年12月31日以前に締結した保険契約(一般生命・個人年金)の年間支払額 15,000円以下 ..... その全額 15,000円超 40,000円以下 ..... 支払った保険料×50%+ 7,500円 40,000円超 70,000円以下 ..... 支払った保険料×25%+17,500円 70,000円超 ..... 35,000円 ※一般生命及び個人年金の各保険料については、新契約と旧契約との双方について控除の適用を受ける場合、①、②により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)と、②により計算した控除額のいずれか大きい金額が控除額となります。																																							
地震保険料控除	以下の①と②の合計額(限度額25,000円) ①地震等の損害部分に支払った保険料の2分の1 ②支払った経過措置適用の旧長期損害保険料<保険期間10年以上、満期返戻金あり、平成18年12月31日までに締結> 5,000円以下 ..... その全額 5,000円超 15,000円以下 ..... 支払った保険料×50%+2,500円 15,000円超 ..... 10,000円 ※旧長期損害保険契約が地震保険契約等にも該当するときは、いずれか一の契約のみに該当																																							
障害者控除	障害者である納税義務者、同一生計配偶者又は扶養親族 .....1人につき 26万円 特別障害者である納税義務者、同一生計配偶者又は扶養親族 .....1人につき 30万円 同居特別障害者(※1)である同一生計配偶者又は扶養親族 .....1人につき 53万円																																							
寡婦・ひとり親控除	生計を一にする子(総所得金額等が58万円以下)を有し、合計所得金額が500万円以下の独身者(ひとり親) 30万円 上記以外の合計所得金額500万円以下の寡婦(離別の場合は、扶養親族を有する者) ..... 26万円																																							
勤労学生控除	納税義務者が勤労学生で、前年の合計所得金額が85万円以下 ..... 26万円																																							
配偶者控除(※2)	本人と生計を一にし、前年の合計所得金額が58万円以下の配偶者を有する場合で、納税義務者の合計所得金額が以下の場合 900万円以下 .....33万円(老人38万円) 900万円超950万円以下 .....22万円(老人26万円) 950万円超1,000万円以下 .....11万円(老人13万円)																																							
配偶者特別控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円
配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額																																							
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下																																					
58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円																																					
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円																																					
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円																																					
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円																																					
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円																																					
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円																																					
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円																																					
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円																																					
扶養控除	本人と生計を一にし、前年の合計所得金額が58万円以下の年齢16歳以上の扶養親族がある場合 一般の扶養親族(※3) ..... 1人につき 33万円 特定扶養親族(年齢19歳以上23歳未満の扶養親族) ..... 1人につき 45万円 老人扶養親族(年齢70歳以上の扶養親族) ..... 1人につき 38万円 同居老親等扶養親族(※4) ..... 1人につき 45万円 16歳未満の扶養親族 ..... 扶養控除の対象ではありません ※上記年齢については、令和7年12月31日時点(前年中に死亡している場合はその時点)での年齢																																							
特定親族特別控除	以下の①と②の両方に該当する親族がいる場合 ①本人と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者及び白色事業専従者を除く。) ②前年の合計所得金額が58万円超123万円以下 <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定親族の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>特定親族の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>特定親族の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超95万円以下</td> <td>45万円</td> <td>100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>110万円超115万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>41万円</td> <td>105万円超110万円以下</td> <td>21万円</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>120万円超123万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> </tbody> </table>	特定親族の合計所得金額	控除額	特定親族の合計所得金額	控除額	特定親族の合計所得金額	控除額	58万円超95万円以下	45万円	100万円超105万円以下	31万円	110万円超115万円以下	11万円	95万円超100万円以下	41万円	105万円超110万円以下	21万円	115万円超120万円以下	6万円					120万円超123万円以下	3万円															
特定親族の合計所得金額	控除額	特定親族の合計所得金額	控除額	特定親族の合計所得金額	控除額																																			
58万円超95万円以下	45万円	100万円超105万円以下	31万円	110万円超115万円以下	11万円																																			
95万円超100万円以下	41万円	105万円超110万円以下	21万円	115万円超120万円以下	6万円																																			
				120万円超123万円以下	3万円																																			
基礎控除	前年の合計所得金額 2,400万円以下 ..... 43万円 2,400万円超2,450万円以下 ..... 29万円 2,450万円超2,500万円以下 ..... 15万円 2,500万円超 ..... 0円																																							

## ◆税額控除等(税額から差引く控除です。)

種 類	税 額 控 除 額																																																																		
調 整 控 除	納税義務者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額 合計課税所得金額(課税総所得金額+課税退職所得金額+課税山林所得金額)が200万円以下の場合 以下の①と②のいずれか少ない金額の5%(市民税4%、府民税1%) ①「人的控除の差額の合計」(下表の差額の合計)+5万円 ②「合計課税所得金額」(課税明細書(2)の課税標準額アとイの合計) 合計課税所得金額が200万円を超える場合 ①の金額から(②-200万円)を控除した金額(その金額が5万円を下回る場合には、5万円)の5%(市民税4%、府民税1%)																																																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">人 的 控 除</th> <th colspan="3">控 除 額 の 差 額</th> </tr> <tr> <th>納税義務者の合計所得金額 900万円以下</th> <th>納税義務者の合計所得金額 900万円超950万円以下</th> <th>納税義務者の合計所得金額 950万円超1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">配偶者控除</td> <td style="text-align: center;">一般の控除対象配偶者</td> <td style="text-align: center;">5万円</td> <td style="text-align: center;">4万円</td> <td style="text-align: center;">2万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">老人控除対象配偶者</td> <td style="text-align: center;">10万円</td> <td style="text-align: center;">6万円</td> <td style="text-align: center;">3万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">寡婦控除</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">1万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">ひとり親控除</td> <td style="text-align: center;">父</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">1万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">母</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">5万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">勤労学生控除</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">1万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">障害者控除</td> <td style="text-align: center;">障害者</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">1万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特別障害者</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">10万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">同居特別障害者</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">22万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">扶養控除</td> <td style="text-align: center;">一般の扶養親族</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">5万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特定扶養親族</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">18万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">老人扶養親族</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">10万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">同居直系尊属である老人扶養親族</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">13万円</td> </tr> </tbody> </table>	人 的 控 除		控 除 額 の 差 額			納税義務者の合計所得金額 900万円以下	納税義務者の合計所得金額 900万円超950万円以下	納税義務者の合計所得金額 950万円超1,000万円以下	配偶者控除	一般の控除対象配偶者	5万円	4万円	2万円	老人控除対象配偶者	10万円	6万円	3万円	寡婦控除		1万円			ひとり親控除	父	1万円			母	5万円			勤労学生控除		1万円			障害者控除	障害者	1万円			特別障害者	10万円			同居特別障害者	22万円			扶養控除	一般の扶養親族	5万円			特定扶養親族	18万円			老人扶養親族	10万円			同居直系尊属である老人扶養親族	13万円		
	人 的 控 除			控 除 額 の 差 額																																																															
			納税義務者の合計所得金額 900万円以下	納税義務者の合計所得金額 900万円超950万円以下	納税義務者の合計所得金額 950万円超1,000万円以下																																																														
	配偶者控除	一般の控除対象配偶者	5万円	4万円	2万円																																																														
		老人控除対象配偶者	10万円	6万円	3万円																																																														
	寡婦控除		1万円																																																																
	ひとり親控除	父	1万円																																																																
		母	5万円																																																																
	勤労学生控除		1万円																																																																
障害者控除	障害者	1万円																																																																	
	特別障害者	10万円																																																																	
	同居特別障害者	22万円																																																																	
扶養控除	一般の扶養親族	5万円																																																																	
	特定扶養親族	18万円																																																																	
	老人扶養親族	10万円																																																																	
	同居直系尊属である老人扶養親族	13万円																																																																	
配 当 控 除	株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に市民税2.24%、府民税0.56%(課税総所得金額等の合計額のうち1,000万円を超える部分の配当所得については、市民税1.12%、府民税0.28%)を乗じた金額が税額から差引かれます。(一部配当控除率が異なるものがあります。)																																																																		
住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除	平成28年から令和7年12月31日までの間に居住し、所得税において控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除がある場合は、その控除しきれなかった金額と、前年分の所得税の課税総所得金額等と所得税の基礎控除額から48万円を減じた金額(マイナスの場合は0円)の合計額に5%を乗じた金額(上限97,500円)(※)との、いずれか小さい金額が市民税・府民税所得割額から差引かれます。(※)一定の条件を満たす場合には7%を乗じた金額(上限136,500円)																																																																		
寄 附 金 税 額 控 除	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象となる寄附金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(特例控除対象)(ふるさと納税)</li> <li>②都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(特例控除対象外)</li> <li>③京都府共同募金会又は日本赤十字社京都府支部に対する寄附金</li> <li>④京都府又は京都市の条例で指定された団体に対する寄附金</li> </ul> </li> <li>※国内で発生した災害に係る義援金について、義援金が最終的に被災地方団体又は義援金配分委員会に拠出されることが明らかなる場合には、①の寄附金に該当します。</li> <li>●控除額                             <ul style="list-style-type: none"> <li>【基本部分】{寄附金(総所得金額等×30%を限度)-2,000円}×10%(市民税8%、府民税2%)</li> <li>【特例部分】(①及び国内の災害義援金-2,000円)×{90%-(0~45%)}×1.021</li> <li>※市民税・府民税の課税総所得金額-所得税との人的控除の差額-(所得税の基礎控除額-48万円(マイナスの場合は0円))から求めた所得税率に相当する割合</li> <li>◎特例部分の内訳は市民税4/5、府民税1/5で、それぞれの所得割額の20%が上限です。</li> <li>※総務大臣の指定を受けていない地方公共団体へ寄附をした場合は、控除額(特例部分)が適用されません。</li> <li>【申告特例部分】ワンストップ特例制度の対象となる方には、上記【特例部分】の控除に一定の割合を乗じた金額が所得税相当分として控除されます。</li> </ul> </li> </ul>																																																																		
外 国 税 額 控 除	外国で得た所得について、その国の所得税などを納めているときは、一定の方法により、その外国税額が税額から差引かれます。																																																																		
調 整 額	総所得金額等は所得割非課税限度額を上回るが、総所得金額等から市民税・府民税所得割額を差引いた後の額が、所得割非課税限度額を下回るときは、税額が調整されます。																																																																		
配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除	特定配当等に係る所得又は特定株式等譲渡所得金額に係る所得について申告された場合は、当該配当割額又は株式等譲渡所得割額に対して、市民税は3/5を、府民税は2/5を乗じた金額が所得割額から差引かれます。また、所得割額から控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額は、納税義務者の令和8年度市民税・府民税及び森林環境税額に充当又は委託納付され、充当又は委託納付をすることができなかった部分の金額については、還付又は当該者の未納に係る地方団体の徴収金に充当又は委託納付されます。																																																																		

- ※1 同居特別障害者とは、本人又は配偶者若しくは本人と生計を一にするその他の親族と同居している特別障害者をいいます。
- ※2 配偶者控除における老人とは、年齢70歳以上の配偶者をいいます。
- ※3 一般の扶養親族とは、年齢16歳以上19歳未満及び年齢23歳以上70歳未満の扶養親族をいいます。
- ※4 同居老親等扶養親族とは、本人又は配偶者と同居している直系尊属である年齢70歳以上の扶養親族をいいます。

※「合計所得金額」とは、純損失及び雑損失の繰越控除前の総所得金額、特別控除前の長期(短期)譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額(分離課税分を除く。)の合計額をいいます。

「総所得金額等」とは、「合計所得金額」から純損失及び雑損失の繰越控除をした後の金額です。

※特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得は、当該申告を行わない場合には、合計所得金額及び総所得金額等に含まれません。

## ◆市民税・府民税・森林環境税の納期限について

令和8年度の市民税・府民税・森林環境税の納期限は、以下のとおりです。納め忘れなどにご注意ください。

第 1 期 分	第 2 期 分	第 3 期 分	第 4 期 分
令和8年6月30日	令和8年8月31日	令和8年11月2日	令和9年2月1日

※口座振替をご利用の方には納付書は同封されておりません。ご指定の口座から納期限の日に口座振替処理が行われます。

## ◆市民税・府民税・森林環境税の納付方法について

市民税・府民税・森林環境税の納付は、納付書の裏面に記載している納付場所で行っています。

### ◆便利・安心・確実な口座振替のご利用をお勧めします。

口座振替のお申込は、預(貯)金口座のある金融機関又は郵便局でお手続きください。  
申込書(京都市市税口座振替依頼書)は、京都市内の金融機関及び郵便局に備え付けています。また、京都市ホームページ(京都市情報館)でも、申込書をダウンロードできます。

#### ▼アクセス方法

京都市税口座振替 [検索](#)

お申込の際には、①納税通知書等(納税者コードが分かるもの) ②預(貯)金通帳 ③金融機関届出印 が必要です。  
郵送での手続きを希望される場合は、必要事項を記入した口座振替依頼書を市税事務所納税推進担当に郵送してください。  
お申込後に金融機関、市税事務所で処理を行い、登録作業完了後、振替開始時期を記したお知らせハガキを郵送します。  
なお、6月中に申し込まれた場合、第2期以降の納期分から口座振替となります。

### ◆バーコード及び納付書番号が印刷されている納付書(納付金額が30万円までのものに限り)であれば、下記の方法でもご納付いただけます。

#### ○コンビニエンスストアでの納付

納付できるコンビニエンスストアは納付書裏面に記載しています。ただし、クレジットカードやスマホアプリはご利用いただけません。

#### ○スマートフォン用決済アプリ(スマホアプリ)での納付

スマホアプリ(PayPay、PayB、ファミペイ、au PAY、d払い)で納付書記載のバーコードを読み取ってください。

#### ○クレジットカード及びネットバンキングによる納付

「市税納付サイト」から、クレジットカード及びネットバンキングを利用した納付ができます。(クレジットカードのご利用に際しては、所定のシステム利用料が必要です。ご利用前に「市税納付サイト」でご確認ください。)

#### ▼「市税納付サイト」へのアクセス方法

##### ①京都市ホームページにアクセス

京都市情報館 [検索](#)

##### ②京都市ホームページ【サイト内検索】

市税納付サイト [検索](#)

#### ▼スマートフォンの方はこちら

##### QRコードでアクセス

QRコードを読み取り、納付サイトへアクセスしてください。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



◆上記の納付方法に関するお問合せ先 京都市市税事務所納税推進担当 電話番号 075-222-3390

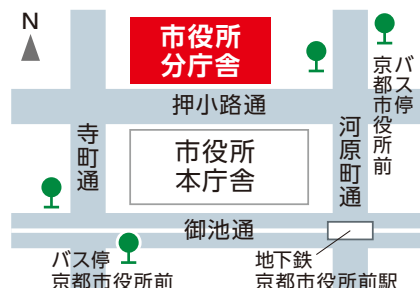
## ◆納付相談に関するお問合せ先

京都市市税事務所 納税担当 (〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 市役所分庁舎1階)

※ 1月1日にお住まいの住所地を所管する下記の各納税担当へお問合せください。

担当名	担当地域	電話番号
納税第1担当	市外	075-222-3513
	北区	075-222-3441
	上京区	075-222-3442
納税第2担当	左京区	075-222-3446
	中京区	075-222-3453
納税第3担当	右京区	075-222-3454
	西京区	075-222-3455
	西京区洛西	075-222-3456

担当名	担当地域	電話番号
納税第4担当	東山区	075-222-3457
	下京区	075-222-3458
納税第5担当	南区	075-222-3459
	伏見区	075-222-3460
納税第6担当	伏見区深草	075-222-3461
	山科区	075-222-3462
	伏見区醍醐	075-222-3463



駐車場はありませんので、お越しの際には、公共交通機関をご利用ください。

※区役所・支所では納付相談を行えませんので、ご注意ください。

## ◆市民税・府民税申告書の電子申告について

スマートフォンまたはパソコンから、eLTAXのホームページやマイナポータル等を経由して電子申告が可能です。

※ご利用にはマイナンバーカードが必要です。

※電子申告をご利用の場合、データの反映に時間を要することがあります。申告内容が反映された証明書等が急ぎで必要な場合は、事前に1ページに記載の市税事務所市民税担当までお問合せください。

※令和7年度分以前の申告は行うことができませんのでご注意ください。



(詳細はこちらから)